阿賀野市条例第7号

阿賀野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

阿賀野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年阿賀野市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第23条の見出し中「掲示」の次に「等」を加え、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第52条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる 方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電 磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。